公示送達

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業の換地処分通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業の下記1の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記2のとおり公告する。

平成29年12月14日

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業

施行者　浜松市

代表者　浜松市長　鈴木　康友

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(1)　東京都青梅市梅郷4丁目1163番地　プラムコート105号室

相原　彰子

(2)　静岡県浜松市中区寺島町118番地の15

丹野　壽子

(3)　静岡県浜松市中区砂山町325番地の3

株式会社アーネスト

(4)　静岡県浜松市中区砂山町155番地の3　ライフインサーラ603

岡村　尚雄

(5)　静岡県浜松市中区砂山町155番地の3　ライフインサーラ1506

佐藤　秀男

2　通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

（教示）

この通知書について不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています）なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

また、この通知書については、この通知があったことを知った日（ただし、審査請求をした場合にあたっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　その他

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを浜松市中区砂山町698番地の1砂山町公会堂において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

北海道旭川市二条通二二丁目一番地の六四

株式会社サンユー

代表清算人　川西　政博

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

北海道函館市亀田町二一番七号

株式会社若松屋衣裳店

代表清算人　中野　亮

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

北海道石狩市花川東一番四〇九

株式会社ヒロキ

代表清算人　笹谷　四郎

解散公告

当社は、平成二十一年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都荒川区東尾久四丁目一一番一六号

大戸鍍研薬品株式会社

代表清算人　藤代　文江

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都品川区東五反田二丁目一七番二号

中央クレジット株式会社

代表清算人　有賀　隆之

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

合同会社高浜開発

清算人　黒崎　知岳

解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都港区三田三丁目九番六号

ザルトリウス・インテック株式会社

代表清算人　本田　仁志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都三鷹市下連雀七丁目一六番一二号

株式会社ｉ－ＺＯＲＯ

代表清算人　戸田　軍三

解散公告

当法人は、平成二十九年十一月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都杉並区高井戸西三丁目三番五号

特定非営利活動法人団地再生研究会

清算人　梶浦　智照

連絡先　東京都葛飾区柴又六丁目一一番一一号三〇一